

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	修正案
1-1	概算事業費(案)	概算事業費について	<p>新設小・中学校周辺整備計画図によると、小学校及び中学校の建設に伴い、道路、上水道及び下水道も整備されると推察される。そこで、道路、上水道及び下水道の整備の有無及び整備費用について、概算事業費に含まれているのか、含まれていない場合には、それぞれの概算費用についての公表を求める。</p>	<p>道路、上水道及び下水道の整備は実施します。新設小・中学校周辺整備計画図の新設中学校両脇の道路は、概算事業費の造成工事費に含まれています。</p> <p>概算事業費には、新設小・中学校周辺整備計画図の道路建設課整備道路及び上水道管並びに下水道管の整備費用は含まれていません。</p> <p>道路建設課整備道路の概算総事業費は、用地取得費を含め約3億円、上水道管整備の概算事業費は、約2,500万円、下水道管整備の概算事業費は、約5,800万円です。</p> <p>なお、道路建設課整備道路及び上水道管並びに下水道管の整備は、令和3年4月の新設小学校の開校に併せて整備します。</p>	無	
1-2	新設小・中学校周辺整備計画図	建設地について	<p>平成30年11月3日、4日に開催された、「新設中学校(大畔地区建設予定)住民説明会」における発言内容について、学校教育課のサイトに掲載されている議事録概要によると、大畔地区に建設することへの批判的な意見が一読しただけでも次のとおり多数出されている。</p> <p>①無計画も甚だしい。駒木地区に、学校が無いこと自体がおかしい。「子育てするなら、流山。」など、キャッチフレーズはもう辞めだ。市長部局へきちんと伝えてほしい。(11/4 小山小 午後)</p> <p>②大畔地区に建設される中学校、周辺の西初石中も近いこともあり、バランスが悪い。駒木周辺に建設すれば良いのではないか。建設予定地も含めて、きちんと市民の声を反映できるように、要望する。(11/3 おおたかの森小 午前)</p> <p>③十太夫や駒木に居住する児童生徒が多いにも関わらず、大畔地区に建設することになった理由を伺いたい。(11/4 小山小 午前)</p> <p>④新設中学校の建設予定地について区画整理事業の時、新しい小学校・中学校、道路ができると聞いていたにも関わらず、大畔地区の学校へ通学することになるのは到底納得がいかない。都市計画自体が納得がいかない。計画が甘かった、計画性があまりに低すぎる。(11/4 小山小 午後)</p> <p>⑤新設中学校まで小山小学区からではあまりに遠い。平成34年度で、一度全てリセットして、ゼロから検討してはどうか。また、市内の他中学校では、一番遠い学区などもあわせて説明していただければ、ある程度納得できるが、どうか。(11/4 小山小 午前)</p> <p>⑥距離について納得がいかない。あまりにも離れすぎている。現時点で中学校がない、おおたかの森の南側や東側に学校を作ることにはできないのか。また、おおたかの森中学校の1年生と2年生が新設中学校に行かなければならないという説明であるが、教育委員会としてどう対応していくのか。(11/4 小山小 午後)</p>	<p>流山市が、現在行っている児童・生徒数推計及び想定値は、住民基本台帳登録者数を基に、毎年度、算出しています。算出には、区画整理地区内における共同住宅をはじめとした建設計画を加味して算出していますが、流山市では合計特殊出生率が10年間で4割増えたことをはじめ、全国的にも稀な人口増加となっており、不確定要素が大きいことから、3年後までを推計値、その後の3年後までを想定値としています。</p> <p>20年にわたっての算出は更に不確定要素が大きくなり、推計及び想定値の精度が著しく低くなることから、本市としては、今後も学校新設に係る国の補助金の対象となる3年間の間に教室不足が生じないように、現実と乖離が少ない6年後を見据えた児童・生徒数推計及び想定値を注視し、学校整備をしていきます。</p> <p>建設地については、新設中学校の建設が必要であると決定した平成30年3月時点で、生徒が通学可能な範囲を前提に、土地区画整理事業地区内及び周辺地域で、新たな中学校を速やかに建設でき、また、市の財政状況を含め検討した結果、大畔地区を選定しました。</p>	無	

次頁に続く

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	修正案
			<p>⑦地域(地元自治会)からすれば、十太夫については、大畔地区とはかけ離れている印象である。つくばエクスプレスから駒木寄り側は、児童生徒数が増加しているからとはいえ、おたかの森小中学校へ行くのが自然である。今回の計画案は白紙にしまい、新設中学校へ必ず行くということはどうか辞めてほしい。(11/4 小山小 午後)</p> <p>⑧現在、小山小学校へ通学する児童・保護者に対して、アンケートを実施して、その状況を確認していただきたい。また、小山小学校のグラウンドは狭い。その一方で、新設小学校のグラウンドは広いなどという格差が生じる。それは、教育格差ではないか。そもそも、この説明会に、市長部局がないこと自体がおかしい。市長部局と一体で開催すべきである。(11/4 小山小 午後)</p> <p>⑨バランスが悪い。市として、用地を確保すべきであった。人口誘致を進めるからには、きちんと計画してもらいたい。児童生徒数のピーク後は、廃校にならないようにしていただきたい。(11/4 小山小 午前)</p> <p>⑩教育委員会ではなく、市長部局との話し合いの機会がほしい。(11/4 小山小 午前)</p> <p>これに対し、貴市は説明会において「区画整理地内では用地は確保できなかった。小学校との連携の面でも、現在の建設地は、最適であると考えている。」と答弁しているようである。</p> <p>しかし、つくばエクスプレスの建設に伴う大規模な開発地域であり、住宅地や商業地といった用途を決めて街づくりを進める地域であることから、住人の推計値を出すことは可能であり、算定しなければならないものとする。したがって、児童及び生徒の推計値も算定しなければならないものであり、数年おきに見直さなければならないものである。この推計値を向こう20年にわたって算出し、必要な学校数及び場所を計画し、学校用地を確保しておくことが必要であると考えている。</p> <p>「区画整理地内では用地は確保できなかった。」のではなく、「確保することを怠った。」というのが正しいと考える。</p> <p>つくばエクスプレス沿線のつくば市は、向こう20年の児童及び生徒の推計値を算出し、小学校及び中学校の適正規模及び適正配置の計画を作成し、HPで公表している。同じ沿線でありながら、貴市の対応とは雲泥の差がある。</p> <p>学校用地の広さの目安として2haは必要であるようだが、おたかの森駅の近く、おたかの森北一丁目の東武線沿いにある2haの土地、太田の森西一丁目にあるアンダーパス沿いの2haの土地は、いずれも大畔地域よりも通学区域の中央寄りにあり、住民の数も多く、現在の建設地よりもはるかに適した場所であると考えている。</p> <p>これらの土地は、いずれも平成30年2月及び7月に民間企業が都市再生機構(UR)から落札しているようであるが、つくば市のように適正規模及び適正配置の計画を作成し、URからこれらの土地を取得すべきであったと考える。</p>			

次頁に続く

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	修正案
			<p>このような土地は駅に近いことから、高額になるという意見もあるが、学校という公共施設の用に供するという趣旨に照らし、住宅地よりもはるかに安価で取得すべきものであり、取得することが貴市の掲げる「母になるなら、流山市。」のもと、市長部局が最優先に取り組むべき課題であったと考える。</p> <p>前記のとおり多数の反対意見が出されているにもかかわらず、議事録概要では「貴重な御意見として、頂戴し、市長部局へ伝える。」、「市長部局への参加をということであるが、貴重な御意見として頂戴したい。」と記載されているが、その後の対応はどのようになっているのか、貴市のHPでは全く伺うことはできない。</p> <p>大畔地区に建設することについて、多くの反対意見が出されており、さらに、より近い場所に学校用地があったにもかかわらず、用地を確保しなかったことについて、「貴重な御意見として、頂戴し、市長部局へ伝える。」以外の具体的な見解の公表を求める。</p>			
2-1	基本設計図書9ページ	図書室について	<p>学校図書館について、意見を申し述べます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本計画等で図書室と表記されていますが、学校図書館法に基づき「学校図書館」とすべきではないでしょうか。「読書センター」「学習センター」「情報センター」の機能を備えた施設は図書室ではなく、学校図書館です。また国語の教科書では、小学校以降すべての学年で学校図書館と書かれています。</li> <li>・学校図書館が果たすべき役割を十分に理解した人、あるいは団体の設計を望みます。基本計画40ページ(4)アの第1点目を支持します。発注者、設計者ともに、平成28年に文科省から通達された『学校図書館の整備充実について』と別添1学校図書館ガイドラインを熟読、理解して設置を進めてくださいますようお願いいたします。</li> <li>・新しい図書を必要冊数揃えても、それを利用者に届ける学校司書がいなければ、ただの本の置き場です。能力ある学校司書の常駐(毎日勤務)を強く希望します。</li> </ul>	<p>今回整備する図書室は、学校図書館法で必要とされている機能を備えています。なお、図書室の表記については、学校図書館法では「学校図書館」、学校教育法では「図書室」となっています。</p> <p>流山市内の既存校では、「図書室」の名称を用いていることから、基本設計図書の表記は「図書室」で統一します。</p> <p>学校司書(本市では学校図書館司書と呼ぶ)については、令和元年度は各中学校区で配置しています。今後、学校図書館司書を増員し、勤務時間、勤務日数を増やすことができるよう検討します。</p>	無	